「愛知県歯科口腔保健基本計画」の推進

1 計画の概要

(1)目的及び根拠

乳幼児期から高齢期までの生涯を通じた歯科疾患の予防、口腔機能の獲得、維持・向上等により、全ての県民が健康で質の高い生活を実現できることを目的に、保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連団体及びその関係者との相互連携を図り、口腔の健康の保持に関する施策を総合的に推進する。

※根拠法令等

「歯科口腔保健の推進に関する法律」第13条 あいち歯と口の健康づくり八〇二〇推進条例 第9条

(2) 経緯

平成23年8月「歯科口腔保健の推進に関する法律」及び、平成24年7月に告示された「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」に基づき、本県の歯科保健の推進を総合的に推進するために「愛知県歯科口腔保健基本計画」を策定する。

(3)計画期間

計画期間は平成25年度から平成34年度まで10年間 計画の中間年度(平成29年度)に、中間評価を行い、必要に応じ内容の見直 しを行い、計画の最終年度である平成34年度には最終評価を行う。

(4) 計画の基本理念

「歯と口の健康づくりを通じた県民の健康で質の高い生活の実現」

(5) 計画の基本的な方針

県民が生涯を通じて自分の歯で何でも食べることができることを実現するため、5つの観点から歯科口腔保健を推進する。

- ア 口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小
- イ 歯科疾患の予防
- ウ 生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上
- エ 定期的な歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口 腔保健の推進
- オ 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

(6) 主な目標及び施策

基本方針	目標
歯科疾患の予防	【乳幼児期】健全な歯・口腔の育成
	【学齢期】口腔状態の向上
	【成人期】 健全な口腔状態の維持
	【高齢期】歯の喪失防止
口腔機能の維持・向上	【乳幼児期】良好な成長発育、適切な口腔機能の獲得
	【 高 齢 期 】 口腔機能の維持
	*学齢期、成人期については歯科疾患の予防で対応する。
定期的歯科検診・歯科医療受	
診困難者に対する歯科口腔	どこでも定期的な歯科検診・歯科医療受診ができる環境の実現
保健の推進	
社会環境整備	歯科口腔保健の推進体制の整備

ア ライフステージを踏まえた歯科口腔保健の推進

乳幼児期(出生から5歳)、学齢期(6歳から19歳)、成人期(20歳から59歳)[妊産婦を含む]、高齢期(60歳以上)

イ 定期的な歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔 保健の推進

障がい者(児)・要介護高齢者・在宅療養者

ウ へき地歯科医療対策

無歯科医地区対策として歯科医師がいる地域との連携体制の構築や、巡回歯科診療を実施するなど、無歯科医地区において歯科診療を受けることができる体制づくりを進める。

エ 調査に関する事項

歯科保健の活用するため、県民の口腔状況を把握し、地域の特性に応じた効果的な施策展開を図るための調査を実施する。また、得られた調査結果を活用し、今後の歯科保健に必要な施策を大学、歯科医師会と協力し推進していく。

オ その他

- ・歯科口腔保健に関する知識の普及啓発
- ・歯と口腔の健康づくりに携わる者の資質の向上
- 災害対策
- ・歯科検診を通じた保護者による適切な健康管理がなされていない子どもを 早期に発見するための対策

(7)計画の推進

計画の推進に向け、愛知県健康づくり推進協議会及び歯科保健対策部会において、計画の推進に関する検討を行います。

保健所においては、8020運動推進協議会において、地域ごとの評価を実施 し、地域の課題と目標達成に向けた取組の検討を行います。